

農地の賃貸借・売買のことなら「相談ください」

財団法人 下野市農業公社からのお知らせ

農業公社の役割と目的

農業公社は、農地利用集積円滑化事業（農地の貸借・売買等事業）、農作業受委託推進事業、その他の農業構造の改善に資するための事業を行うことにより、農業の生産性向上を図り農業振興に寄与することを目的として、県知事の認可を受けた公的な性格をもつ財団法人です。

公社では行政機関や農協、農業団体と連携しながら効率的かつ安定的な農業経営の育成を図ってまいります。

■所在 下野市田中681番地1
南河内図書館2階

■問い合わせ先

(財)下野市農業公社
☎(48)2117

■農業公社の主な業務

①農地利用集積円滑化事業、農地の売買等事業

農地の売買仲介、農地の賃貸借事業を推進し認定農業者等に農地を集積し、経営規模の拡大を支援します。

■農地の売買等事業Ⅱ農地の売買仲介（県農業振興公社が買入れして県農業振興公社が売り渡す）、または

賃貸借。（農地の売買等事業の詳細は農業公社にお尋ねください。）

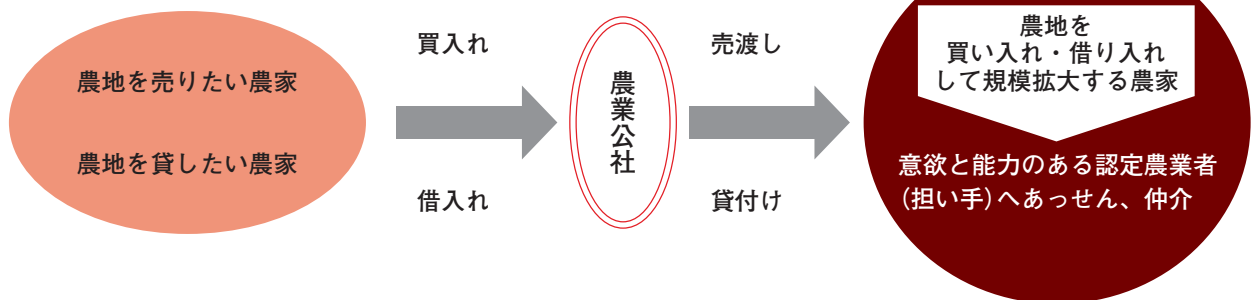
こんなにある！
農業公社を使うメリット

- ▼賃貸借のメリット
 - ・農地法3条の手続きは不要となります。
 - ・貸借期間が終了すれば離作料を払うことなく戻ります。
 - ・貸借の事務手続きは公社が行います。借受者は安心して長期経営計画がたてられます。
- ▼売買のメリット（公社が買入れの認定農業者に売り渡す）
 - ・譲渡所得の控除（売り手）。
 - ・国民健康保険税の特別控除（売り手）。
 - ・不動産取得税の軽減、登録免許税の軽減（買手）。
 - ・契約書の作成や登記等の事務手続きは公社が行います。
 - ・農地法3条の許可は不要です。
 - ・買入れ代金は速やかに支払われます。

②農作業受委託推進事業

米麦を中心とした農作業を営農集団、または担い手農家へあっせん・

■農地の売買等事業のイメージ



仲介して農業機械の効率利用、コスト低減などを推進します。

※作業のうち耕起・代かき・田植え・刈取り乾燥調整などの作業委託を予定する方はお早めに市農業公社に相談ください。

③学校等農園交流事業

学校及び保育園の体験農園の開設及び管理に要する事業費助成により農業体験学習を通して、食料・農業・農村への関心を高めるとともに農業への理解を深め、子供たちの豊かな心を育成します。

④生産者・消費者交流事業

認定農業者、農園利用者、他団体の協力のもと、田植え・稲刈り体験、サツマイモ収穫体験事業や、農園まつり等、生産者と消費者の交流事業を実施し、農業に対する理解を深めるとともに、市農産物特産品のPRに努める。

⑤下野市市民農園管理業務

指定管理者制度により、市より市民農園の管理委託を受け、健康的でゆとりある生活に資するとともに都市と農村の交流を促進する。

※下野市市民農園の概要

所在地…下野市薬師寺2850番地1

敷地面積…6,031㎡

貸し農園区画数…102区画

管理施設…クラブハウス